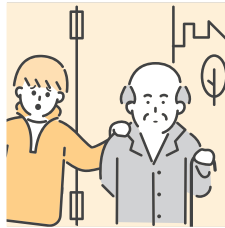


# ヤングケアラーとは

それは、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行うことで、負担を抱えているこどものことです。

## 「ヤングケアラー」が行っているケアの例

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- ・障がいや病気のある家族の看病や介護、身の回りの世話をしている
- ・アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている など



家族のケアをすることで自分の時間が無くなり、勉強や学校生活、友人関係等に影響が出てしまっているこども達はいませんか。こどもの権利侵害の恐れがあります。



## 「ヤングケアラー」に気づくきっかけ

「ヤングケアラー」では?と疑われるこどもの様子です。学校や地域にこのようなこどもはいませんか。

### 学校で

- ・遅刻や早退が多い、疲れた様子で眠そうにしている
- ・持ち物が揃わない、提出物が遅れがちになった
- ・年齢より大人びていて、しっかりしすぎている
- ・周囲に気を遣いすぎる
- ・保護者が授業参観などに来ない
- ・家のことを話したくない



### 家庭で

- ・本来学校に行っている時間帯に家族の介護や介助をしている
- ・日常的に大人に代わって家事をしている
- ・毎日のように幼いきょうだいの送迎や、身の回りの世話や見守りをしている
- ・生活のためにアルバイトをしている



### 地域等で

- ・本来学校に行っている時間帯に洗濯やゴミ出しなど家事をしている
- ・平日なのに家族の通院に付き添っている
- ・放課後毎日のようにこどもだけで買い物をしている



## 「ヤングケアラー」が生まれる背景、こどもにもたらす影響

### なぜ「ヤングケアラー」が生まれるのか

「ヤングケアラー」が生まれる背景は家庭により様々ですが、多くの場合が経済的理由や家族関係など、複合的な課題を抱え、こどもがケアせざるを得ない環境になってしまっています。

また、核家族化により家庭内の大人の数が減り、家族のだれかがケアを必要とした場合、その役割を担う人材がこども以外いないなど、だれでも「ヤングケアラー」になる恐れがあります。

### 「ヤングケアラー」であることがこどもに与える影響

こどもにとってお手伝いは、責任感や自己肯定感を育むといった効用があります。

しかし、その内容が年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業で、過度な負担が続くと、心身の健康が保てなくなったり、学習面が遅れたり、社会性が育まれないなどの弊害が生じ、その結果、進学や就職などの自分の将来を諦めてしまう場合もあります。

## 「ヤングケアラー」はどのくらいいるのでしょうか

福島県は、県内の小学校5年生から高校3年生までの全児童へのアンケートでヤングケアラーの実態調査を行い、その結果、家族の世話をしていると回答したこどもは6,049人（全体の5.9%）いました。

そのうち約1割のこども達が「自分はヤングケアラーであると思う」と回答しています。（令和4年度福島県「子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書」より）

種別	家族の世話をしている	自分はヤングケアラーだと思う
小学校	1,986人	11.0%
中学校	2,417人	9.4%
高校(全日)	1,581人	11.1%
高校(定時・通信)	65人	9.2%



家族のケアをするこども、ヤングケアラーだと感じているこどもはいるはずなのに、なかなか支援につながらないのはなぜでしょう。  
それは、ヤングケアラーが顕在化しにくい理由があるからです。

### 家族は…

- ・家庭や家族のことを知られたくない
- ・家のことに介入してほしくない

家族や本人が知られたくないと思っ  
ていたり、問題に気付いていない

### こどもは…

- ・他の環境を知らず、こどもにとっては普通のことと困り感がない
- ・家族のケアをしていることが自己肯定のひとつとなり否定してほしくない
- ・誰に相談すればいいのかわからない

周囲の大人が気付くことが、早期支援につながります。

## 「ヤングケアラー」支援には周囲からの発見と関係機関の連携が必要です

### 発見したら

当事者や家族の想いを聞いてみてください。世帯の考えや希望は支援につなげるためのポイントになります。



Q 本人は「大丈夫」と言うなど、もしも希望が聞けないときは？



A 本人が大丈夫だと言っても、周囲から見てケアラーだと思われる時、考えや希望が聞けないような時でも情報を共有してください

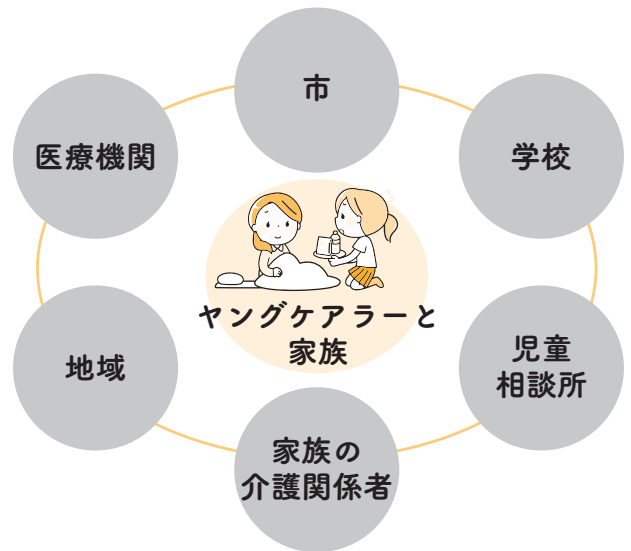


### 相談

### 相談・情報共有

「ヤングケアラー」が疑われるこどもを発見した場合、市の相談窓口にご相談し、情報を共有してください。支援策を検討し、関係機関と連携して支援にあたります。

### 連携・支援の輪



市が調査等を行い関係機関での支援を調整

## ヤングケアラーの相談窓口

児童が居住する地区の保健福祉センター、またはこども家庭課へ

相談先	電話番号 市外局番(0246)
こども家庭課 家庭支援係	27-8563
平地区保健福祉センター	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	63-2111

相談先	電話番号 市外局番(0246)
常磐・遠野地区保健福祉センター	43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	83-1329

○このチラシに関するお問い合わせ先 いわき市こどもみらい部こども家庭課 TEL 0246-27-8563